

石川県公報

平成27年6月22日（月曜日）

号 外

（第52号）

目 次

告 示	公 告
○石川県鳥獣保護員設置規程の一部改正（自然環境課） 1	○第11次鳥獣保護事業計画の変更公告（同） 1
	○第二種特定鳥獣管理計画の策定公告（同） 2

告 示

石川県告示第299号

石川県鳥獣保護員設置規程（昭和38年石川県告示第604号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

題名を次のように改める。

石川県鳥獣保護管理員設置規程

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に、「石川県鳥獣保護員」を「石川県鳥獣保護管理員」に、「保護員」を「保護管理員」に改める。

第2条第1項中「保護員」を「保護管理員」に改め、「の保護」の下に「及び管理」を加え、同条第2項中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第3条中「保護員」を「保護管理員」に、「市町村」を「市町」に改める。

第4条中「保護員」を「保護管理員」に改め、同条第3号中「狩猟」を「管理並びに狩猟」に改め、同条第5号及び第6号中「鳥獣保護」を「鳥獣の保護及び管理」に改める。

第5条の見出しを「(証明書)」に改め、同条第1項を次のように改める。

知事は、保護管理員に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第七十五条第五項の規定による証明書を交付する。

第5条第2項中「保護員」を「保護管理員」に、「証拠」を「証明書」に改める。

第6条中「保護員」を「保護管理員」に、「10日」を「十日」に、「所轄林業事務所」を「所轄農林総合事務所」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

第11次鳥獣保護事業計画の変更公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第11次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり定めた。

平成27年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 第11次鳥獣保護管理事業計画

第11次鳥獣保護事業計画を変更し、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、石川県環境部自然環境課及び各石川県農林総合事務所管理部企画調整室において縦覧に供する。)

- 2 変更年月日
平成27年5月29日

第二種特定鳥獣管理計画の策定公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条の2第1項の規定により、第二種特定鳥獣管理計画を次のとおり定めた。

平成27年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 第二種特定鳥獣管理計画
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、石川県環境部自然環境課及び各石川県農林総合事務所管理部企画調整室において縦覧に供する。)

- 2 策定年月日
平成27年5月29日